

集団的自衛権の行使容認に関する意見書

安倍首相は、私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（安保法制懇、柳井俊二座長）」が提出した報告書を受けて、集団的自衛権の行使容認を、閣議決定しようとしている。

近年の北朝鮮の核・ミサイル開発の動きや東シナ海における尖閣諸島の領有権問題など、日本の安全保障を巡る環境が変化する中で、集団的自衛権の行使容認について議論することを否定するものではない。

しかしながら、集団的自衛権の行使容認については、国防、安全保障の根幹に関わり、国民生活に影響を及ぼす重要な問題である。

このため、国会において議論を十分に行うとともに、関係者との十分な意見交換を踏まえ、広く国民に説明し、国民的議論を経るなど、慎重な検討を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月24日

岐阜県羽島市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣